

著作権基礎講座@★★★社

1. 著作権制度、出版権に関する基礎知識

★これだけは知っておきたい著作権法のポイント

①著作物とは

思想または感情を 創作的に 表現したもの

「権利の束」＝ 著作権の支分権

複製権、口述権、展示権、**譲渡権**、翻案権、翻訳権、**公衆送信権** 等

②許諾と使用料

出版契約は、許諾を得るための一つの方法

口頭での許諾は後々トラブルの元

③保護期間

ア 著作者の死後 50 年間

起算日は、死亡した日の属する年の翌年 1 月 1 日

1968 年死亡 ⇒ 1969 年 1 月 1 日から起算して満 50 年間

⇒ 2018 年 12 月 31 日まで権利存続

イ 写真に関する特例

1957 年（昭和 32 年）12 月 31 日までに撮影され且つ公表された写真は
その著作権者が国内国外を問わず、すべて保護期間を経過（ただし戦時加算
による例外がある）

ウ 保護期間に関する相互主義

海外の国と日本との間で、保護期間の長さが異なる場合、短い方の保護期間
だけ保護すればよい。

例：フランス 死後 70 年 日本 死後 50 年

日本の著作物をフランスで利用

死後 50 年間保護

フランスの著作物を日本で利用

死後 50 年間保護、戦時加算及び翻訳権 10 年留保の適用有る場合も

エ 戦時加算／翻訳権の 10 年留保

④権利制限規定

私的使用 (30 条)

図書館における複製 (31 条)

引用 (32 条)

学校等の教育機関における利用 (35 条)、

非営利無償の上映等 (38 条) 等

2. 出版契約書の意義と必要性

①著作者の思想・感情が出版物になるまで

②出版契約とは何か？

「契約書」がないと契約は成り立たないのか？

“名は体を必ずしも表さない”

契約書＝当事者間の意思の合致の証拠

契約の効力

「著作権が守られる」というのはどういうことか？

“行使してはじめて権利は守られる”

③「契約書」はどれを使えばよいのか？

= どんな“契約”を結べばよいのか？

ア 契約の種類

単純許諾

口頭での掲載許諾の多くの場合

排他的許諾

著作物利用許諾契約

出版権の設定

1号出版権 紙媒体、パッケージ型の電子書籍

2号出版権 配信型の電子書籍

著作権譲渡

「買取り」は著作権譲渡に非ず

イ 著作者と著作権者の違い

著作権（財産権）

— 譲渡、相続も可能

著作者人格権

- 一身専属、ただし一定範囲の遺族による差止、損害賠償請求等は可能
- 公表権、氏名表示権、同一性保持権

ウ 著作物の種類

テキスト

ダイジェスト、あらすじ、書評

美術

屋外に恒常的に設置された美術品、引用、写り込み、一部分の利用、
サイズ、カラー

写真

平面⇒平面、立体⇒平面、被写体の「権利」、スナップ写真にも著作権

映画

頒布権の及ぶ範囲、映画⇔動画？

エ 利用の形態

出版物

単行本、定期刊行物、Mook
単著、共同著作、編集著作

電子媒体

ダウンロード型、ストリーミング型、読み放題型、データベース型

二次使用

文庫化

出版権者の再許諾？

全集への収録

出版権設定契約の例外

電子の場合の問題点

雑誌記事・論文の単行本化

二次的利用

翻案、改変、翻訳

オ 様々な関係者

監修者

編者

編集著作権の所在

編集プロダクション

権利の所在と委託業務の責任範囲

ゴーストライター

イラストレーター

カメラマン

装幀家・デザイナー

スタイリスト

コーディネイター

権利者の代理人としての地位？

美術館、博物館、寺社仏閣

所有者ではあるが著作権者ではない

カ 著作権以外で主張される場合がある権利

肖像権

パブリシティ権

商標権

所有権

キ 出版社自体が持っている権利、持つことができる権利がどのくらいあるか？

以 上